

住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金のお知らせ

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎574・2214

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり10万円の現金を給付します。

広報とよころ

役場だより

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎574・2214

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）を支給します。

支給対象者
①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方（申請不要）
②①のほか、対象児童【※令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障がいのある児童については20歳未満）】の養育者で、以下のいずれかに該当する方

（要申請）

令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方
※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする
給付額▽児童1人当たり6万円
※国の給付金（5万円）と、北海道の給付金（1万円）を合わせた額
詳しくは役場福祉課福祉係までお問合せください。

国民健康保険被保険者証の更新について

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎574・2214

現在ご使用の国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）（ピンク色）の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

主の方へ、国民健康保険加入者全員分の新しい保険証（緑色）を送付します。会社等勤務先から健康保険証を交付されていて、国保の保険証が届いた方は、国保を脱退する届出が必要です。

ピンク色→緑色



緑色

■対象世帯

- ①基準日（令和4年6月1日）時点で豊頃町に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯。【※令和3年度にすでに本給付金の支給を受けた世帯および、住民税が課税されている人の扶養になっている方がいる世帯は対象になりません。】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年中収入（所得）見込額が住民税非課税水準以下である世帯。

家族構成例	非課税相当限度額 (収入ベース)	非課税相当限度額 (所得ベース)
単身または扶養親族なし	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養	168.0万円	110.8万円

■申請方法

- ①の場合…該当世帯に支給要件確認書を7月中に送付しますので、必要事項を記入確認のうえ、福祉課福祉係に郵送するか直接提出してください。
- ②の場合…令和4年中の収入状況がわかる書類（令和4年分の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票、給与明細書等の写し）を持参し、福祉課福祉係まで提出してください。

■留意事項

住民税未申告の方は、申告書の提出が必要となります。ご高齢な方などで町外にお子さん等がお住まいの場合、ご本人が気づかれないまま、税の扶養控除を受けていることがあります。申請前に、お子さん等に扶養控除を受けているかどうかご確認ください。（給付後、課税者に扶養されていることが判明した場合は、給付金を返還していただくことになります。）

後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証（被保険者証）の一斉更新について

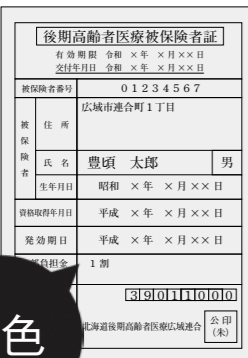
保険証が新しくなります（黄緑色 → 黄色）

●新しい保険証は黄色です

現在ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日までです。
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に全ての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。



黄色

減額認定証も新しくなります（橙色 → 水色）

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

※減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

●新しい減額認定証は水色です

現在ご使用の橙色の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

有効期間は令和5年7月31日までです。

引き続き交付対象に該当する方は保険証と共に水色の減額認定証を送付しますので、8月1日からご使用ください。

新たに必要となる方は、福祉課福祉係へ申請してください。

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○老齢福祉年金を受給されている方

限度証も新しくなります（橙色 → 水色）

【限度額適用認定証】

※保険証の負担割合「3割」の方で限度証の交付対象…下記の3区分のうち現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

●新しい限度証は水色です

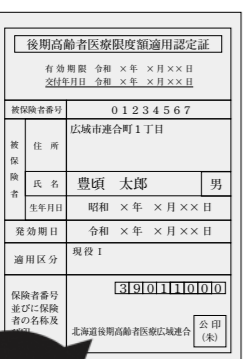
現在ご使用の橙色の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

有効期間は令和5年7月31日までです。

引き続き交付対象に該当する方は保険証と共に水色の限度証を送付しますので、8月1日からご使用ください。

新たに必要となる方は、福祉課福祉係へ申請してください。

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方（限度証不要）
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



水色

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市）
☎011・290・5601
役場福祉課福祉係 ☎574・2214

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎574・2214